

## 活力ある地方を創る首長の会 会則

(名称)

第1条 本会は、「活力ある地方を創る首長の会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、「自助・共助・公助」の精神のもと、地方を大切にし、活力ある地方を創ることを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、前条の目的に賛同して入会した地方公共団体の長で組織する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 活力ある地方を創るための提言
- (2) 活力ある地方を創るための情報・資料の収集及び提供
- (3) 活力ある地方を創るための研修
- (4) 活力ある地方を創るための政府等との協力及び応援
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 会長代行 若干名
- (3) 副会長 若干名
- (4) 事務総長 1名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 事務局長代行 若干名
- (7) 監事 若干名
- (8) 顧問弁護士 若干名
- (9) 最高顧問 若干名
- (10) 特別顧問 若干名
- (11) 特別参与 若干名
- (12) 政策参与 若干名
- (13) 名誉研究員 若干名
- (14) 特別研究員 若干名
- (15) 上席研究員 若干名

(会の開催)

第6条 本会は、必要に応じ、総会及び役員会を開催することができる。総会及び役員会は会

長が招集する。

(会の連絡方法)

第7条 本会における情報提供、情報共有等については、LINEで行うことを基本とする。

(その他)

第8条 本会則に定めなき事項については、役員会で決定する。